

大田区新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続緊急支援金の支給について

1 事業の名称

- (1) 大田区新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続緊急支援金の支給
- (2) 大田区新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続緊急支援金の支給

2 目的

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、新型コロナウイルス対策として要した経費の一部を支援金として交付することにより、区内の介護及び障害福祉サービス提供体制を維持することを目的とする。

3 支給額

同一法人かつ同一所在地の事業所につき30万円（ただし、施設サービス等は50万円とする。）を支給する。

4 補助対象経費

- (1) 衛生物品等の購入
- (2) 感染症対策のための環境整備に係る経費
- (3) 消毒等費用
- (4) ICT機器の購入又はリース費用
- (5) サービス継続のための経費
- (6) 感染症対策のための職員育成等経費
- (7) 職員確保のための経費

5 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで